information
お知らせ

# 所得税と市県民税の申告を受け付けます
## 申告会場をお間違いのないよう、ご注意ください

## 所得税の確定申告　問沼津税務署　☎055-922-1560

**申告会場**　**キラメッセぬまづ　市民ギャラリー**
**開設期間**　**2月16日㈭～3月15日㈬**　※土・日曜日、祝日は除きます。
**開設時間**　**9時～17時**
※混雑緩和のため、入場には整理券が必要となります。整理券は会場で当日配付しますが、LINE を使い事前に入手も可能です。整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。
※整理券の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁 LINE公式アカウント

**◆年金を受給している人【申告不要制度】**
公的年金等（外国年金を除く）の収入金額が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、**所得税の確定申告は必要ありません**（市県民税の申告が必要な場合があります）。ただし、このような場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

**◆税務署へ提出する申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です**
確定申告書については、税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
※e-Tax で申告する場合、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

**✣確定申告は、安心・安全なご自宅からの e-Tax をご利用ください。**
・申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで確定申告をしていただきます。
・来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールしておくほか、①源泉徴収票等の申告書作成に必要な書類②スマートフォン及びマイナンバーカード（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書のパスワードも必要）が必要です。
・青色申告決算書及び収支内訳書の提出が必要な人は、予め作成の上ご来場ください。
※詳細は、沼津税務署へお問い合わせいただくか国税庁ホームページをご覧ください。

## 市県民税の申告　問市民税課　☎055-934-4735

**申告会場**　**沼津市役所　1階多目的スペース**
**受付期間**　**2月15日㈬～3月15日㈬**
※土・日曜日、祝日は除きます。
**時　　間**　**9時～17時**
※上記期間は、市民税課窓口では申告を受け付けていません。

市ホームページにて市県民税の税額試算と申告書の作成ができます。
※作成した申告書は持参または郵送で提出できます。

**◆令和５年１月１日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人**
①市役所から申告書が送られてきた人で、所得税がかからない人
②令和４年（2022 年）分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人（給与所得以外の所得が 20 万円以下の人など）
③令和４年（2022 年）分の課税所得はないが、所得証明書や非課税証明書等を必要とする人
④国民健康保険に加入している人で、年末調整や確定申告をしていない人
※税務署に確定申告をした人や令和４年（2022 年）分の所得が給与所得だけで、年末調整の済んでいる人は、申告の必要がありません。
※確定申告が不要でも、扶養親族等の追加をする人は市県民税の申告が必要です。
※上場株式等に係る配当金所得等のある人で、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する人は、市県民税の申告が必要な場合があります。

**✣新型コロナウイルス感染症対策について**
・**可能な限り郵送での提出をお願いします。提出方法等はお問い合わせください。**
・来場の際にはマスクを着用し、発熱等の症状や体調の優れない人は、来場を控えてください。
・会場の混雑状況によって、入場制限等を行う場合があります。

お問い合わせは各電話番号へ



## 申告に必要なもの　問市民税課　☎055-934-4735　問沼津税務署　☎055-922-1560

●印鑑、本人名義の金融機関の名称・支店名・口座番号等がわかるもの（市県民税の申告には不要です）
●収入や必要経費を集計した書類（源泉徴収票、収支内訳書など）
●各種控除を証明できる書類（国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書や、生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書）
※税務署から確定申告用紙や「確定申告のお知らせ」はがきが送られてきた人、前年分の申告書（控）や収支内訳書等の控えをお持ちの人は、それらを申告会場へお持ちください。
※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。問沼津年金事務所　☎055-921-2201（音声案内2番）
●スマートフォン（市県民税の申告には不要です）
●マイナンバーカード（持っていない人は、通知カード（記載事項が住民票と一致しているもののみ有効）、運転免許証等の本人確認書類）及び発行時に設定したパスワード
※マイナンバーを活用した申告については、国税庁または市ホームページをご覧ください。　広報ぬまづ　検索

## 税務署からのお知らせ　問沼津税務署　☎055-922-1560

**◆確定申告の手続きに必要な支援をしています**

**✣住宅ローン控除に関する確定申告説明会について**

住宅ローン等を利用した人で一定の条件に当てはまる人が対象です。
**と　き**　２月13日㈪～15日㈬、９時～17時
**ところ**　キラメッセぬまづ　市民ギャラリー
※混雑緩和のため、入場には整理券が必要となります。整理券は会場での当日配付と LINE を使ったオンラインでの事前発行の２通りで配付します。
※整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。
※必要書類等が全て揃っている場合は、その場で確定申告書の作成と提出が可能です。
※持参する必要書類等は国税庁ホームページをご確認ください。

「令和４年分の住宅借入金等特別控除チェック表」

**◆「医療費控除の明細書」の添付が必要です**
※医療費控除は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。**領収書の提出のみでは医療費控除が受けられません**ので、ご注意ください。
※医療費の領収書は、５年間の保存が必要です。

**◆確定申告書の作成・送信は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で**
①確定申告書は、スマートフォンやパソコンから「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」を使用し、e-Tax で自宅等から送信できます。
②スマートフォン等のカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額などを自動で入力できるほか、青色申告決算書や収支内訳書がスマートフォンで作成できます。
また、申告の際に必要なマイナンバーカードの読み取りが１回で済むなど、便利になっています（過去にマイナンバーカードを使用して確定申告をした人が対象です）。
③マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税等のデータが確定申告書に自動で入力されます。マイナポータルを通じて取得可能となるデータについては、今後も順次拡大を予定しています。
④「マイナンバーカード」を持っていない人は、税務署の窓口で「ID・パスワード」を受け取ることができます。
※「ID・パスワード」を使用した申告は暫定的な対応となりますので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページ「作成コーナー」　国税庁ホームページ「確定申告　動画」　確定申告　動画　検索

**◆確定申告書の作成にあたり、不明な点がありましたら電話でお問い合わせください**
・申告内容などがわからない時は
▶**電話相談センター**　☎055-922-1560（音声案内に従い「0」を選択してください）
※３月15日㈬までご利用いただけます。
・相談は、チャットボットからもできます。
▶質問を入力すると、AI を活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

税務職員「ふたば」　国税庁ホームページ「税務相談チャットボット」